○仙台市児童福祉法の施行に関する条例

平成二四年一二月一九日

仙台市条例第六二号

（趣旨）

第一条　この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（一時保護施設の設備及び運営に関する基準）

第三条　法第十二条の四第二項の規定により条例で定める基準は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和六年内閣府令第二十七号）に規定する基準（同令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

（令七、三・追加）

（指定障害児通所支援事業者の指定等を行うことができる申請者）

第四条　法第二十一条の五の十五第三項第一号（法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人（児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定及びその更新の申請については、法人及び法人以外の者）とする。

（平三〇、三・令六、三・改正、令七、三・旧第三条繰下）

（指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準）

第五条　法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する条例で定める事項並びに法第二十一条の五の十七第一項第一号の条例で定める基準及び同項第二号の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準並びに法第二十一条の五の十九第一項の条例で定める基準及び同条第二項の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）に規定する事項及び基準（同令の改正に際し定められた経過措置に規定する事項及び基準を含む。）とする。

（平三〇、三・改正、令七、三・旧第四条繰下）

（指定障害児入所施設の指定等を行うことができる申請者）

第六条　法第二十四条の九第三項（法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）において準用する法第二十一条の五の十五第三項第一号の条例で定める者は、法人とする。

（平三〇、三・改正、令七、三・旧第五条繰下）

（指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準）

第七条　法第二十四条の十二第一項の条例で定める基準並びに同条第二項の条例で定める指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準は、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）に規定する基準（同令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

（令七、三・旧第六条繰下）

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）

第八条　法第四十五条第一項の規定により条例で定める基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。第三十二条第二号、第三号及び第五号（第三十条第一項において準用する場合を含む。）を除く。）に規定する基準（同令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

２　前項に規定するもののほか、保育所（保育所に準ずる設備を設ける母子生活支援施設を含む。第三号において同じ。）に係る同項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

一　乳児室の面積は、乳児一人につき五・〇平方メートル以上、満二歳に満たない幼児一人につき三・三平方メートル以上とすること

二　ほふく室の面積は、乳児一人につき五・〇平方メートル以上、満二歳に満たない幼児一人につき三・三平方メートル以上とすること

三　満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室、遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、調理室及び便所を設けること。ただし、市長が特に認める場合は、遊戯室を設けないことができる。

（令七、三・旧第七条繰下）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に保育所に準ずる設備を設け、又は設けるための工事が行われている母子生活支援施設（この条例の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。）に係る第八条第一項の条例で定める基準は、同条の規定にかかわらず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定する基準（同令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

（令七、三・改正）

附　則（平三〇、三・改正）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附　則（令六、三・改正）

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

附　則（令七、三・改正）

この条例は、令和七年四月一日から施行する。